

監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」の改正について

年 月 日
 日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p>監査基準報告書260</p> <p style="text-align: center;">監査役等とのコミュニケーション</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2019年6月12日 改正 2020年8月20日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 最終改正 2023年 月 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第10号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 《1. 監査役等》(第10項参照) (省 略)</p> <p>A4. 監査基準報告書600「<u>グループ監査における特別な考慮事項</u>」第57項には、グループ監査チームがグループのガバナンスに責任を有する者にコミュニケーションを行うことが要求される特定の事項に関する指針が含まれている。</p>	<p>監査基準報告書260</p> <p style="text-align: center;">監査役等とのコミュニケーション</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2019年6月12日 改正 2020年8月20日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 最終改正 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第10号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 《1. 監査役等》(第10項参照) (省 略)</p> <p>A4. 監査基準報告書600「<u>グループ監査</u>」第48項には、グループ監査チームがグループのガバナンスに責任を有する者にコミュニケーションを行うことが要求される特定の事項に関する指針が含まれている。</p>

改正案	現 行
<p>コミュニケーションを行う事項には、構成単位の監査人がグループ監査人に注意を喚起した事項で、グループ監査人がグループのガバナンスに責任を有する者にとって重要であると判断するものが含まれる。また、構成単位の監査人は、構成単位のガバナンスに責任を有する者に対して、該当する事項についてコミュニケーションを行うことがある（監基報600第45項(9)）。このような状況において、構成単位の監査人がコミュニケーションを行うのに適切な対象者は、監査業務の状況と、コミュニケーションを行う事項によって決まる。複数の企業又は事業単位で、同一の内部統制システムの中で同一の事業及び会計実務が行われており、企業又は事業単位のガバナンスに責任を有する者が同一である場合には、これらの企業又は事業単位について同時にコミュニケーションを行うことにより、効率的な監査を実施できることがある。</p>	<p>企業がグループの構成単位である場合、構成単位の監査人がコミュニケーションを行うのに適切な対象者は、監査業務の状況と、コミュニケーションを行う事項によって決まる。複数の構成単位で、同一の内部統制システムの中で同一の事業及び会計実務が行われており、構成単位のガバナンスに責任を有する者が同一である場合には、これらの構成単位について同時にコミュニケーションを行うことにより、効率的な監査を実施できることがある。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《IV 適用》</p>	<p>《IV 適用》</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>・ 本報告書（ 年 月 日）は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。なお、2022年6月16日付けで改正された品質管理基準に関する事項は、品質管理基準委員会報告書第1号（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220（2022年6月16日）と同時に適用する。さらに、2022年10月13日付けで改正された倫理規則の変更に関連する事項は、2023年4月1日から適用するが、日本公認会計士協会が公表する倫理規則（2022年7月25日変更）の適用と合わせて早期適用することができる。</p>	<p>(省 略)</p>
<p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A26項及びA27項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所） <p>・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p>	<p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A26項及びA27項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所）

改正案	現 行
<p data-bbox="261 289 1368 323">一 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(年 月 日改正)</p> <p data-bbox="240 384 1469 464">《付録1 監査役等と行うコミュニケーションについて記載している品質管理基準報告書と他の監査基準報告書の要求事項の一覧》(第3項参照)</p> <p data-bbox="249 474 1469 554">本付録は、監査役等と特定の事項についてコミュニケーションを行うことを要求している品質管理基準報告書と他の監査基準報告書を記載している。</p> <p data-bbox="249 564 1469 644">この一覧は、他の監査基準報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではなく、それぞれの報告書を参照する必要がある。</p> <ul data-bbox="261 655 1469 1606" style="list-style-type: none"> 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」第34項(5) 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」第20項、第37項、第F39-2項から第41項 監査基準報告書250「財務諸表監査における法令の検討」第14項、第19項、第22項から第24項 監査基準報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第8項 監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第11項、第12項 監査基準報告書505「確認」第8項 監査基準報告書510「初年度監査の期首残高」第6項 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」第37項 監査基準報告書550「関連当事者」第26項 監査基準報告書560「後発事象」第6項、第9項、第12項、第13項、第16項 監査基準報告書570「継続企業」第24項 監査基準報告書600「<u>グループ監査</u>における特別な考慮事項」第57項 監査基準報告書610「内部監査人の作業の利用」第14項、第16項 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」第16項 監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」第11項、第13項、第22項、第29項 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第11項 監査基準報告書710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」第17項 監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」第16項から第18項 監査基準報告書910「中間監査」第30項、第32項 <p data-bbox="795 1617 902 1650">(省 略)</p> <p data-bbox="1329 1661 1448 1694">以 上</p>	<p data-bbox="1510 384 2748 464">《付録1 監査役等と行うコミュニケーションについて記載している品質管理基準報告書と他の監査基準報告書の要求事項の一覧》(第3項参照)</p> <p data-bbox="1519 474 2739 554">本付録は、監査役等と特定の事項についてコミュニケーションを行うことを要求している品質管理基準報告書と他の監査基準報告書を記載している。</p> <p data-bbox="1519 564 2739 644">この一覧は、他の監査基準報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではなく、それぞれの報告書を参照する必要がある。</p> <ul data-bbox="1531 655 2739 1606" style="list-style-type: none"> 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」第34項(5) 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」第20項、第37項、第F39-2項から第41項 監査基準報告書250「財務諸表監査における法令の検討」第14項、第19項、第22項から第24項 監査基準報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第8項 監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第11項、第12項 監査基準報告書505「確認」第8項 監査基準報告書510「初年度監査の期首残高」第6項 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」第37項 監査基準報告書550「関連当事者」第26項 監査基準報告書560「後発事象」第6項、第9項、第12項、第13項、第16項 監査基準報告書570「継続企業」第24項 監査基準報告書600「<u>グループ監査</u>」第48項 監査基準報告書610「内部監査人の作業の利用」第14項、第16項 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」第16項 監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」第11項、第13項、第22項、第29項 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第11項 監査基準報告書710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」第17項 監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」第16項から第18項 監査基準報告書910「中間監査」第30項、第32項 <p data-bbox="2059 1617 2166 1650">(省 略)</p> <p data-bbox="2602 1661 2721 1694">以 上</p>

以 上